二　法第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本手当の日額の算定に当たって、百分の八十から百分の五十（同条第二項において読み替えて適用する場合にあっては、百分の四十五）までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる額であって、法第十八条第一項及び第二項の規定による変更後の額　四千五百八十円以上一万千六百十円以下（同条第二項において読み替えて適用する場合にあっては、四千五百八十円以上一万四百六十円以下）の額

三　法第十七条第四項第一号に掲げる額であって、法第十八条第一項及び第二項の規定による変更後の額　二千二百九十円

四　法第十七条第四項第二号に掲げる額であって、法第十八条第一項及び第二項の規定による変更後の額　次に掲げる受給資格者の区分に応じ、それぞれに定める額

イ　法第十七条第四項第二号イに掲げる受給資格者　一万四千八百六十円

ロ　法第十七条第四項第二号ロに掲げる受給資格者　一万五千五百五十円

ハ　法第十七条第四項第二号ハに掲げる受給資格者　一万四千百五十円

ニ　法第十七条第四項第二号ニに掲げる受給資格者　一万二千七百四十円

○厚生労働省告示第三百号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十九条第二項の規定に基づき、平成二十八年八月一日以後の同条第一項第一号に規定する控除額を千二百八十二円に変更し、平成二十七年厚生労働省告示第三百二十二号（雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき同条第一項第一号に規定する控除額を変更する件）は、平成二十八年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に得た収入に係る控除額については、なお従前の例による。

平成二十八年七月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第三百一号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条第七項の規定に基づき、同条第一項第二号に規定する支給限度額を三十三万九千五百六十円に変更し、平成二十八年八月一日以後の支給対象月における高年齢雇用継続基本給付金及び同月以後の再就職後の支給対象月における高年齢再就職給付金の額の算定について適用し、平成二十七年厚生労働省告示第三百二十三号（雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件）は、平成二十八年七月三十一日限り廃止する。ただし、同月以前の支給対象月における高年齢雇用継続基本給付金及び同月以前の再就職後の支給対象月における高年齢再就職給付金の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十八年七月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第三百二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第1に次のように加える。

1124　植込み型ペースメーカ用植込みアクセサリ

1125　循環補助用心内留置型ポンプカテーテル用制御装置

1126　循環補助用心内留置型ポンプカテーテル

1127　植込み能動型機器管理用プログラム

○厚生労働省告示第三百三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）第十二条第一項第一号イ（1）の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ（1）の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

本文中「及び1122」を「、1122及び1126」に改める。

○厚生労働省告示第三百四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第八項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表に次のように加える。

1209　循環補助用心内留置型ポンプカテーテル用制御装置

○厚生労働省告示第三百五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二の二十三第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第三の二十四の項使用目的又は効果の欄を次のように改める。

超音波を用いて、眼球内及びその周辺の形状、性状若しくは動態を可視化した画像情報又は角膜の厚さの測定情報並びに眼軸長の測定情報を診断のために提供すること。

別表第三の百九十六の項使用目的又は効果の欄を次のように改める。

歯科修復物、補綴（てつ）物又は装置の作製に用いる鋳造用十四カラット金合金を作製するために歯科用金地金に添加すること。

○農林水産省告示第千五百四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十八年七月十一日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項（同法第三十三条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

平成二十八年七月二十八日

農林水産大臣　森山　裕

1　登録年号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所

有効期間が3年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	住所
生第102521号	液状複合肥料	液状複合肥料ゼラチンPH6－2	寺脇産業株式会社　兵庫県姫路市実法寺67番地の1
生第102524号	化成肥料	YAウレアホルム入り高度化成480	有機アグロ株式会社　兵庫県加古川市別府町新野辺3062番地
生第102525号	化成肥料	苦土ほう素有機入り化成NS050	セイブサンエー肥料株式会社　兵庫県尼崎市昭和南通3丁目26番地松本ビル内
生第102526号	化成肥料	有機入り化成008	株式会社ジェイ・ティ・エフ　兵庫県高砂市高砂町東宮町1038番地4
生第102527号	化成肥料	苦土マンガンほう素有機入り化成085特号	有限会社ナガオカ化成　兵庫県尼崎市昭和南通3丁目26番地
生第102528号	化成肥料	大作11号	清和肥料工業株式会社　大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号